

平成28年3月17日

日本生命保険相互会社

『^グラ^ン ^{エイ}ジ プロジェクト』の展開について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、「人生100年時代」を生きるお一人おひとりが、「安心して・自分らしく」過ごすことができる社会づくりをサポートするため、『^グラ^ン ^{エイ}ジ プロジェクト』を展開いたします。

日本の平均寿命^{※1}は年々伸長しており、50年前と比較して10歳以上上昇しております。また、平均寿命を超えて90歳、100歳と長生きされる方も少なくはなく、まさに“人生100年”とも言える長寿社会が到来しております。

当社は、『^グラ^ン ^{エイ}ジ プロジェクト』を通じて、魅力的な商品・サービスの開発に加え、全国約5万名の営業職員を中心としたフェイス・トゥ・フェイスの強みをいかし、地域社会への貢献活動等も積極的に進めてまいります。

今般、『^グラ^ン ^{エイ}ジ プロジェクト』の一環として、厚生労働省主催の「健康寿命をのばす運動」に参画するとともに、新商品「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）“^グラ^ン ^{エイ}ジ”」を発売いたします。

今後も、魅力的な商品・サービスの開発や地域社会への貢献を通じ、「人生100年時代」を生きるお一人おひとりが「安心して・自分らしく」過ごすことができる社会づくりをサポートしてまいります。

^グラ^ン ^{エイ}ジ 『Gran Age プロジェクト』の目的

「人生100年時代」を生きるお一人おひとりが
「安心して・自分らしく」過ごすことができる社会づくりをサポート

I

商品・サービスの開発

II

地域社会への貢献

『^グラ^ン ^{エイ}ジ』は、「雄大・壮大」という意味を持つGrand（フランス語読みで「グラン」）と「年齢や時代」を表すAge（エイジ）とを組み合わせた当社の造語です。

当社では、「人生100年時代」を生きるお一人おひとりが「安心して・自分らしく」過ごしていただくことを願い、新商品「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）」の販売愛称を『^グラ^ン ^{エイ}ジ』と名づけました。

※1 0歳時点の平均余命（平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの平均年数）

『Gran Age プロジェクト』の主な取組み

I 商品・サービスの開発

新商品「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）“Gran Age”」の発売

New

※新商品の概要等はP3以降をご参照ください。

ご契約情報家族連絡サービス（平成27年10月開始）

- ・契約情報を年に1回、ご家族に送付し共有していただくことで、ご契約者との直接の連絡が困難な場合にも、ご家族の協力を得て、当社から必要な手続きを速やかにご案内する、当社独自のサービスです。
- ・70歳以上のご契約者を対象とする無料・任意のサービスで、ご契約者にご登録いただいたご家族には、年に1回、契約情報をお知らせします。
- ・また、ご登録いただいたご家族からお問合せをいただいた場合、ご契約に関する照会、保険金等のお手続きの相談が可能となります。

みらいのための準備ノート【シニア編】（平成26年10月開始）

- ・老後生活に備え「今、準備しておきたいこと」を理解し、「人生を前向きに生きる」ためのワークブックです。「健康」「介護」「お金」等について、書き進めるうちに無理なく「自分だけの準備ノート」を作ることができます。
- ・また、「健康・介護」に関する不安や記載内容の不明点は、ご契約者専用の電話相談窓口でも無料でご相談いただけます。
- ・当社のご契約者向けサービス「ずっともっとサービス」の“サンクスマイルメニュー（500マイル）”や“ハッピープレゼントメニュー”で交換いただける賞品の一つであり、既に約3万冊（平成28年3月現在）をご契約者にお届けしております。

ニッセイご遺族あんしんサポート（平成28年4月開始予定）

- ・長寿化とともにご遺族の高齢化や独居化も進んでいます。ご心痛な状況において不慣れな手続きを担うご遺族に寄添い、スムーズな相続手続きをお支える業界初^{※2}のサービスです。
- ・死亡保険金のお支払いとあわせて、公的機関への届出や相続等、被保険者がお亡くなりになった際に必要となる広範な手続きについて、死亡保険金受取人（またはご遺族）をトータルでサポートいたします。電話相談（無料）や、お客様のご希望に応じて専門家による手続きの代行・サポート（有料）をご利用いただけます。

II 地域社会への貢献

厚生労働省「健康寿命をのばす運動（スマート・ライフ・プロジェクト）」への参画

New

- ・「健康寿命をのばしましょう。」をスローガンに、人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした厚生労働省の運動です。具体的には、適度な運動、適切な食生活、禁煙や健診・検診の受診を呼びかけ、プロジェクトに参画する企業・団体・自治体と協力・連携しながら更なる健康寿命の延伸を推進しています。

「認知症サポーター」取得に向けた全社的な取組みの推進

- ・「認知症サポーター」とは認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。厚生労働省は「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」にて、平成29年度末までに800万名の「認知症サポーター」養成を目指しています。
- ・当社では既に業界最高水準の約1.5万名（平成28年3月現在）の「認知症サポーター」を養成しておりますが、全社をあげて更なる取得人数増を目指すとともに、地域での活動にいかしてまいります。

お客様や地域社会のお役に立つ社会貢献活動の更なる推進

- ・当社では、自治体と提携したがん検診受診率向上に向けた活動・振り込め詐欺防止活動・高齢者見守り活動など、全役員・職員が地域社会の課題に目を向け、その課題解決について考え・実践するなど、安心して長生きできる社会づくりに貢献してまいります。

※2 死亡に伴い発生する、生命保険以外の各種届出・手続きについて、死亡保険金受取人を対象にトータルでサポートするサービスは、国内の生命保険業界初となります。（平成28年2月現在 当社調べ）

新商品

ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)
GranAge

の発売について

当社は、『Gran Age プロジェクト』で掲げる「人生100年時代」を生きる一人おひとりが、「安心して・自分らしく」過ごすことができる社会づくりをサポートするとともに、3カ年経営計画（2015-2017）で掲げる「セグメント別戦略のステージアップ」に向け、平成28年4月2日より、シニア向けの新商品「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）“Gran Age”」を発売いたします。

当商品は、死亡時に保険金をお支払いするという従来の死亡保障の考え方とは異なり、死亡時のお支払金を抑え、長生きした際に大きな金額をお支払いするという考え方に基づき開発した、「長生きのための新しい保険」です。当商品のご提供を通じ、「人生100年時代」の経済的な備えを充実していただくことで、安心で自分らしいセカンドライフ、計画的で充実したセカンドライフをお過ごしいただけるよう取組んでまいります。

今後も引き続き、お客様ニーズにきめ細かくお応えできる魅力的な商品・サービスのご提供に努めてまいります。

ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)
GranAge の主なポイント

ポイント① 一生涯受取れる「**終身年金**」を選択できます！
(年金額は、ご契約時に確定します。)

ポイント② **業界初**※4 トンチン性※3を高めるとともに、**解約払戻金を低く設定**することで**年金額（年金原資）を大きく**しています！

ポイント③ ご契約いただける年齢の範囲は**50～87歳**。
無告知でご加入いただけます！

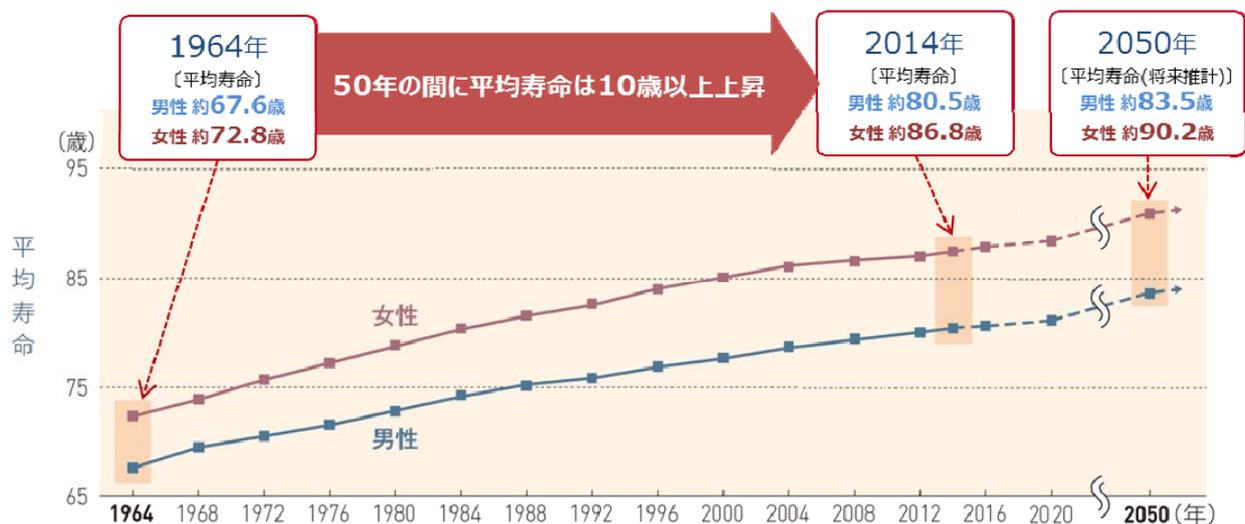
※3 トンチン性とは、死亡された方の持分が生きている方に移ることで、より多くの給付が与えられる割合のことをいいます。イタリア人ロレンツォ・トンティ（Lorenzo Tonti）が考案した保険制度に由来しています。
(出典：小学館「ランダムハウス英和大辞典」（第2版））

※4 年金開始日前の死亡払戻金をお支払いいただいた保険料よりも小さくすることにより、お受取りいただく年金額を大きくした商品性は、国内の生命保険業界初となります。（平成28年3月現在 当社調べ）

I 開発の背景

今や、日本の平均寿命は男性が約80.5歳、女性が約86.8歳となっており、50年前と比較して10歳以上上昇しております。この傾向は今後も続き、2050年には、男性が約83.5歳、女性が約90.2歳まで上昇すると推計されています。

【平均寿命の推移】



出典：1964年から2014年までは厚生労働省「簡易生命表」（1980年および2000年は厚生労働省「完全生命表」）

2016年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

また、平均寿命を超えて長生きすることも珍しくなく、男性の場合は、約3人に1人が87歳まで、約5人に1人が90歳まで生存されています。女性の場合は更に長生きの方が多く、約3人に1人が92歳まで、約5人に1人が95歳まで生存されており、まさに“人生100年”とも言える時代が到来しています。

【年齢別死亡数^{※5}（2014年）】



※5 10万人の出生児が生命表上の年齢別死亡率に当たって死亡していくとした場合の年齢別死亡数

出典：厚生労働省「平成26年 簡易生命表の概況」から計算

この「人生100年時代」においては、長いセカンドライフのための経済的な備えが不可欠となります。しかしながら、ご自身の寿命が予測できない以上、「どれくらい準備しておけばよいのか」、「どれくらいの配分で使えばよいのか」等、経済的な不安は拭いきれません。

こうした不安を解消し、お客様に安心で自分らしいセカンドライフ、計画的で充実したセカンドライフをお過ごしいただくため、新商品「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）“Gran Age”」を開発しました。

II ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）“Grān Age”の商品内容

1. 商品概要

「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）“Grān Age”」は、死亡時に保険金をお支払いするという従来の死亡保障の考え方とは異なり、死亡時のお支払金を抑え、長生きした際に大きな金額をお支払いするという考え方にに基づき開発した、「長生きのための新しい保険」です。

ポイント①

一生涯受取れる「**終身年金**」を選択できます！
(年金額は、ご契約時に確定します)

ポイント②

業界初

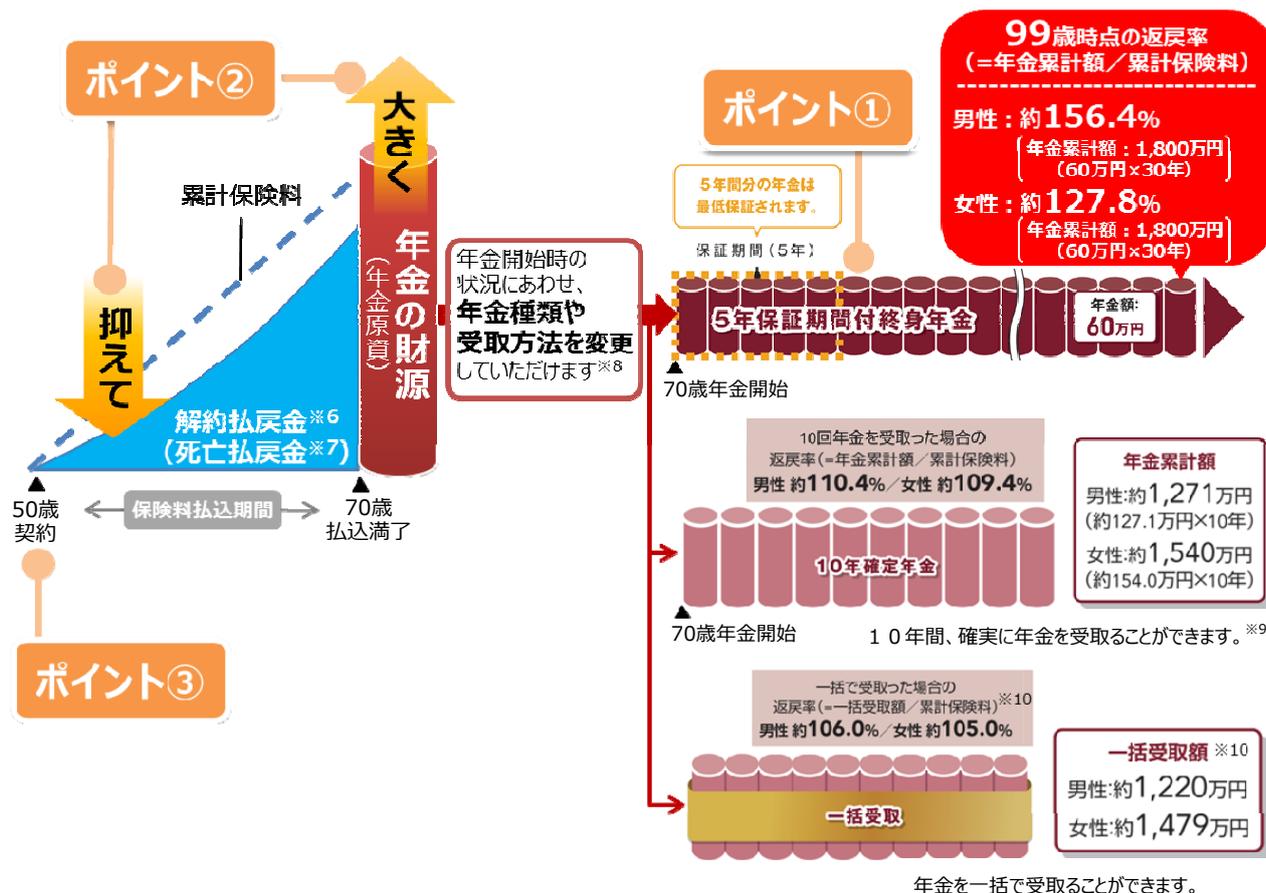
トクチン性を高めるとともに、**解約払戻金を低く設定**することで**年金額（年金原資）を大きく**しています！

ポイント③

ご契約いただける年齢の範囲は**50～87歳**。
無告知でご加入いただけます！

【仕組図】

ご契約例	ご契約時に選択していただく年金の種類：5年保証期間付終身年金	
	月払保険料（口座振替扱）：＜男性＞ 47,946円	＜女性＞ 58,680円
	年金開始時の累計保険料：＜男性＞ 11,507,040円	＜女性＞ 14,083,200円



- ※6 解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としているため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ※7 年金開始日前に被保険者が死亡されたときは、解約払戻金と同額の死亡払戻金しか支払われません。
- ※8 申出時に当社が取扱っている年金種類に限りです。
- ※9 ご加入時に10年確定年金を選択していただくこともできます。
- ※10 10年確定年金に変更のうえ、70歳時に一括で受取った場合の金額等を表示しています。

2. 保障内容

年金開始日以後、被保険者が次の支払事由に該当した場合、年金または死亡一時金をお支払いします。

【5年保証期間付終身年金の場合】

	支払事由	支払額	受取人
年金 ^{※11}	毎年の年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、 後継年金受取人)
死亡一時金	第1回年金支払基準日以後、 保証期間中の最後の年金支払基準日前に 死亡したとき	保証期間の残存期間に対する 年金の現価に相当する金額	

※11 年金開始日以後に、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。（保証期間中の最後の年金支払基準日前に限ります。）

お支払いする金額は保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときでも、保証期間経過後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でご契約は消滅します。

【10年確定年金の場合】

	支払事由	支払額	受取人
年金 ^{※12}	年金支払期間中の 毎年の年金支払基準日に生存しているとき	年金額	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、 後継年金受取人)
死亡一時金	第1回年金支払基準日以後、 保険期間中の最後の年金支払基準日前に 死亡したとき	将来の年金の現価に 相当する金額	

※12 年金開始日以後に、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。（保険期間中の最後の年金支払基準日前に限ります。）

お支払いする金額は将来の年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときにご契約は消滅します。

- 年金支払基準日は次のとおりです。
 - ・第1回目：年金開始日
 - ・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日
- 5年保証期間付終身年金における保証期間中（10年確定年金の場合は保険期間中）の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。
- 年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を死亡時支払金受取人にお支払いします。
- 5年保証期間付終身年金の場合、年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

3. 保険料例

【設例】年金額：60万円 保険料払込方法：月払・口座振替扱 年金の種類：5年保証期間付終身年金

<男性>

契約年齢	年金開始年齢	保険料
50歳	60歳	130,662円
	70歳	47,946円
	80歳	21,054円
60歳	70歳	94,674円
	80歳	30,768円
70歳	80歳	60,360円
80歳	85歳	93,312円

<女性>

契約年齢	年金開始年齢	保険料
50歳	60歳	153,414円
	70歳	58,680円
	80歳	26,982円
60歳	70歳	116,400円
	80歳	39,570円
70歳	80歳	77,322円
80歳	85歳	116,946円

4. 主な取扱条件

契約年齢範囲	50歳～87歳			
保険料払込期間	全期払			
ご契約から年金開始までの最短期間	<男性>		<女性>	
	契約年齢	最短期間	契約年齢	最短期間
	50～69歳	10年	50～74歳	10年
	70～79歳	5年	75～84歳	5年
	80～87歳	3年	85～87歳	3年
年金開始年齢の上限	<男性>		<女性>	
	契約年齢	年金開始年齢の上限	契約年齢	年金開始年齢の上限
	50～64歳	80歳	50～69歳	85歳
	65～79歳	85歳	70～87歳	90歳
	80～87歳	90歳		
保険料の払込回数	月払・年払（前納 ^{※13} の取扱いも可）			
危険選択	無告知			
生命保険料控除	個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象 （個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合は個人年金保険料控除、付加されていない場合は一般生命保険料控除の対象となります。）			

※13 前納とは、所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただく方法です。まとめて払込まれた保険料は、所定の利率（金利水準等により変動することがあります。）により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。ご契約が消滅等したときには、前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。

- ※ 当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものです。
 ※ 詳しいご検討にあたっては、「パンフレット」「提案書」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

以上